

元吉原中学校部活動ガイドライン

令和6年4月【改訂版】

富士市立元吉原中学校

「富士市立元吉原中学校部活動活動方針」

令和6年4月1日策定

1 富士市立元吉原中学校の部活動の在り方

富士市では、令和6年度より部活動が任意加入制となった。それに伴って、部活動は共通の種目や分野に興味・関心をもった生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問の指導の下、個人や集団としての目的や目標をもって活動することを通して、様々な学びができる教育活動と考えている。

学校教育目標 『人として 熱く 優しく たくましく』
重点目標『学び合う 創り合う』

令和6年度部活動について

勝利至上主義にならず、個人や集団としての目的や目標をもって活動することを通して、充実感や達成感を味わうなど、生徒が豊かな学校生活を送ることが大切である。そこで、全ての生徒が活躍できる取組を各部活動で展開していく。

特に、部活動指導について、下記の3つを基本に指導を行う。

- ① **自己存在感を与えること**
(自分の居場所がある、活躍できる場がある)
- ② **共感的人間関係を育成すること**
(安心して間違えられる、失敗できる)
- ③ **自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること**
(積極的に参加し、前向きにがんばれる、自分の力を向上するために進んで探究できる。)

文部科学省
県教委
市教委

部活動
ガイドライン

地域
保護者
(連携協働)

部活動目標

自立して生きていく力を育む

- ・自主性、協調性、責任感、自己有用感など、「豊かな人間性」を育む。
- ・達成感、充実感を体感し、「向上心」を培う。
- ・体力の向上や文化的教養を育むなど「心身の健康」の増進を図る。
- ・スポーツや文化芸能の楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する「生涯学習の資質や能力」を育てる。

自主的・自発的活動から自己実現する力を育む

- ・自分たちが主役だという意識をもち、目標設定、現状把握、反省改善できる実践的な態度を養う。
- ・教育課程内の活動で身に付けた力を活用し、更に発展させることで「学校生活の充実」を図る。

周りの人と協力して生きていく力を育む

- ・切磋琢磨していく中で、学級とは異なる「人間関係の形成」や「社会性の育成」を図る。
- ・顧問、外部指導者、他部活動の部長等、他者と協力し連帯する精神や公正さと規律を尊ぶ態度、克己心を育てる。

【学校体制で行うこと】

- ◇教育課程との関連（教育活動の一貫性）
- ◇生徒が自立して主体的に取り組む力の育成
- ◇科学的・合理的な指導の工夫
- ◇生涯スポーツの視点（運動習慣・ニーズに合わせた活動）
- ◇望ましい人間関係の育成（顧問、指導者と生徒・生徒同士）
- ◇危機管理の意識をもった指導

2 部活動運営組織

- ① 校内部活動検討委員会・・・ 管理職、顧問代表（部活動担当者）
- ② 校内部活動顧問者会・・・ 各部活動の顧問
- ③ 校内部活動部長会・・・ 各部活動の部長
- ④ 部活動保護者説明会・・・ 各部活動生徒の保護者と顧問（指導者）

3 部活動の設置

- 以下のいずれかの要件が満たされない場合については、次年度に向けて、該当する部の改廃（統合、休部、廃部）について校内部活動検討委員会等で協議していきます。

【部活動の設置についての留意事項】（富士市中学校部活動ガイドラインより）

1. 団体競技については、1年生の正式入部が決定した時点で、全学年の部員数が団体競技（コンクール等）に出場できる人数が確保されている。
2. 重大な事故につながりやすい競技の部活動においては競技の性質上、生徒の安全確保を行うため、以下の条件を満たすこと。
 - （1）安全に競技を実施するための施設、設備、環境等が確保されている。
 - （2）専門的な知識・技能をもった指導者又は外部指導者を配置する。
 - （3）複数顧問を配置する。
3. 学校の規模にもよるが、どの部にも複数の顧問や指導者を配置することを原則とする。

4 活動計画

- 顧問は、プレイヤーズファースト（生徒第一主義）の考えをもち、心身の発達段階や現在の部活動の実態に応じた活動計画や目標設定をする。

【年間活動計画】

- ① 顧問は、年間活動計画を作成し、生徒と保護者に対しても十分周知する。
- ② 参加する大会（コンクール）や練習試合等を精選する。
- ③ 天候や日没の時刻に合わせて、終了時刻を柔軟に変え、生徒が安全に下校できるよう配慮する。また、生徒にも下校時刻の変更についての趣旨を伝え、安全な下校方法を指導する。

【月別活動計画】

- ① 月別計画を作成し、前月中に生徒と保護者に周知する。
- ② 月1回程度生徒中心のミーティングを設け、主体的な取組を図る。

5 活動時間及び休養日の設定

○ 部活動の活動時間及び休養日については、以下のとおりとします。

(富士市中学校部活動ガイドラインを参考)

【授業期間中の活動】

平 日

- ・ 少なくとも、週に 1 日以上を休養日設ける。
- ・ 活動時間は、長くとも 55 分までとする

週休日（学校の休業日）

- ・ 少なくとも、1 日以上を休養日とする。
- ・ 活動時間は、3 時間程度を原則とする。
- ・ 公式戦等で、やむを得ず土日両方に活動するような場合は、休養日を平日に確保する。
- ・ 練習試合等で、やむを得ず活動時間が基準を超える場合、校長の承認を受ける。
- ・ 防災訓練等や地域の行事と重なった場合は、できる限り行事を優先する。

【長期休業中の活動】

- ・ 活動は平日のみとする。ただし、各競技団体等が主催する公式戦が休日に行われる場合は、生徒には平日に代替休養日を設定する。
- ・ 活動時間は、長くとも 3 時間程度を原則とする。
- ・ 家庭でのまとまった休養日がとれるよう配慮する。

※定期テスト前後の一定期間については、原則として活動を行わない。

【練習試合等について】

練習試合等においては、保護者の送迎や生徒の負担、交通事故の危険がないよう、市内を中心とした、近隣の市町に留める。基本的に、県外への遠征は認めない。

【公式戦とは】

公式戦とは、中体連、中文連、各協会、各連盟が主催する大会のことを指す。

【大会参加の見直し】

校長は、生徒や顧問等に過度な負担とならないよう、参加する大会等を顧問と協議する等して精査する。

○ 毎月 1 回、土・日曜日ともに活動を行わない週を設ける（家庭の日）。

6 事故やけがに備えた体制づくり

- ① 学校は、日頃から、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に努める。
- ② 夏季における活動は、熱中症を発症する危険性が高いため、屋内外を問わず、気温・湿度等に気を付け、こまめに水分補給をとる。また、長時間の連続した活動は避け、あらかじめ気温や湿度の上昇が予想される場合は、活動の有無や活動時間の変更をすることがある。

- ③ 首から上のけがをした場合、直ちに活動を止め、「頭部外傷時の対応について」に従って医療機関に受診させる。

7 体罰等の根絶

- 部活動の指導における体罰の行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、社会的規範に反し、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうものである。全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると認識する。
- 顧問、指導者は、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないことを認識する。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントと判断される発言や行為も同様に許されない。

8 部活動地域移行に向けての準備に対する協力

- 学校は、各競技団体等が主催する部活動地域移行に向けての取組（合同練習やクリニック、体験会等）、または、中学生対象の※1地域クラブの指導者育成研修等をはじめとした事業に対する会場の提供に積極的に参加する。
- 学校は、各競技団体等が主催する部活動地域移行に向けての取組（合同練習やクリニック、体験会等）、または、中学生対象の地域クラブ等の活動内容について、生徒及び保護者に積極的に提供し、生徒が自分自身の興味関心に応じて、自分にふさわしい活動を選べるようにする。また、生徒が多様な経験ができるようにする。

※1 地域クラブ活動・・・＜現段階での定義＞

部活動の地域移行または、中学生の多様な活動機会の確保に向けた、中学生の受け皿となる団体や個人が実施する文化芸術・スポーツ活動。

その他

部活動指導員

- ①「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（学校の教育課程として行われるものを除く。）
- ②学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。
- ③校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- 教員に代わって単独指導（引率も含む）できる指導者を部活動指導員として任用できる。
- 部活動指導員については、その競技種目等の指導に精通しているだけでなく、教育に関する理解が深い人が望ましい（教員不在時は単独で指導をするため）。校長が面接等を行った後に選考し、学校教育課で任用する

外部指導者

- ① 外部指導者は、校長が指導者として適切であると認め、「富士市ふれあい協力員制度」に登録した者とする。
- ② 対外試合は、顧問または顧問に代わる職員の引率・指導の下で行う。外部指導者による引率はできない。

- ③ 試合出場メンバーの決定は、外部指導者の意見を参考にして、最終決定は顧問が行う。
- ④ 外部指導者の委嘱期間は1年間とする。外部指導者を委嘱する前に校長と面接をし、部活動方針に同意できると約束できる場合に委嘱する。ただし、方針にそぐわない事態が起きた場合は、年度途中でも委嘱を取り消すこともある。